

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
羽生市大字藤井上組字北藤井 一五二番一地先から 同市大字藤井上組字北藤井 一七〇番四地先まで	供用開始の区間
令和六年三月二十二日	供用開始の期日
令和六年三月二十二日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長四〇・〇メートル	備考